

令和4年台風4号に伴う大雨で被災された皆様への支援制度

7月5日の台風4号に伴う大雨で被害を受けられた市民や事業者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。本市では、被災された皆様が安心して1日も早く元の生活を取り戻せるよう相談窓口を開設し、支援を行っています。その支援制度について、以下のとおりお知らせします。

災害相談窓口を開設しています

「り災証明書」「被災証明書」の申請受付や被災に関する見舞金、市税の減免などの支援制度を案内しています。

- 支援制度全般の案内 市民生活課 (☎41-2601 FAX41-2621)
- 受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分
- 事業者に対する支援・相談は、産業振興課 (☎41-2762 FAX41-2751)
- 農業・林業・漁業に対する支援・相談は、農林水産課 (☎41-2754 FAX41-2756)

り災証明など

●り災証明書

現に居住している家屋が災害で被害を受けた場合、「全壊」「半壊」など被害の程度を証明するものです。

▶申請に必要なもの

身分証明書(免許証など本人確認ができるもの)
代理人が申請する場合は、委任状

■受付・問合せ 福祉課

☎ 41-2663 FAX41-2664

●被災証明書

災害による店舗や事務所、物置、農林水産施設などの被災の事実を証明するものです。

▶申請に必要なもの

左記のり災証明書の申請に必要なものに加え、被災状況が確認できる写真など

■受付・問合せ

一般住宅等…福祉課 (☎ 41-2663 FAX41-2664)
店舗等…産業振興課 (☎ 41-2762 FAX41-2751)
農林水産施設…農林水産課 (☎ 41-2754 FAX41-2756)

税の減免や猶予など

●市県民税の減免

居住する家屋や家財が一定以上の損害を受けたとき、り災証明書等にもとづき、市県民税の一部を減免します。

■受付・問合せ 税務課 市民税担当

☎41-2608 FAX41-2621

●固定資産税・都市計画税の減免

一定以上の被害を受けた固定資産について、り災証明書等にもとづき、固定資産税・都市計画税の一部を減免します。

■受付・問合せ 税務課 固定資産税担当

☎41-2609 FAX41-2621

●市税および後期高齢者医療保険料の納付猶予

災害により市税等を一時に納付することができない場合、一定期間、納付を猶予します。

■受付・問合せ 納税課

☎41-2600 FAX41-2621

●国民健康保険税および医療費の自己負担の減免

●後期高齢者医療保険料および医療費の自己負担の減免

居住する家屋や家財が一定以上の損害を受けたとき、り災証明書等にもとづき、国保税の一部や後期医療保険料の一部および医療費の自己負担分の一部を減免します。

- 受付・問合せ 保険年金課
 国保担当 ☎41-2606 F A X 41-2621
 後期医療担当 ☎41-2665 F A X 41-2621

●国民年金保険料の免除

り災証明書等にもとづき、国民年金保険料が免除される場合があります。

- 受付・問合せ 保険年金課 国民年金担当
 ☎41-2607 F A X 41-2621

●介護保険料および介護サービス費等の自己負担分の減免

り災証明書等にもとづき、介護保険料の一部および介護サービス費等の自己負担分の一部を減免します。

- 受付・問合せ 福祉課 介護保険担当
 ☎41-2683 F A X 41-2662

●大牟田市災害見舞金

り災証明書（準半壊以上または床上浸水）で世帯主に支給。

- 受付・問合せ 福祉課 ☎41-2663 F A X 41-2664

●水道料金・下水道使用料の減免

り災証明書等にもとづき、家屋の清掃等により昨年（または前月）と比べて使用水量が増加した場合、増加分の料金を減免します。

- 問合せ
 企業局お客様センター ☎41-2841 F A X 41-2848

●家屋の消毒

浸水家屋の床下や家屋周りを中心に、消毒液を散布します。【申込専用電話】 ☎85-0468

- 問合せ 保健衛生課 ☎41-2669 F A X 41-2675

●就学援助

り災証明書等にもとづき、被災した児童生徒の保護者等に対して、公立小中学校の就学に必要な学校給食費や学用品費等の援助を行います。

- 問合せ 学務課 ☎41-2866 F A X 41-2862

被災した自宅の掃除や片付け、荷物の運び出しをお手伝いします

大雨で被災した自宅の掃除や片付け、荷物の運び出し（大雨で処分が必要になったものに限る）をボランティアが手伝います。ただし、専門的技術が必要だったり、危険を伴う作業はできません。

また、サーキュレーター、水抜きポンプ等も貸し出しています。

- 問合せ 大牟田市社会福祉協議会ボランティアセンター ☎57-2527（平日の午前9時～午後5時）

01 令和2年7月豪雨被災者のための住まい生活再建無料相談会

令和2年7月豪雨災害で住まいが被災し、「次の住まいが見つからない」「家計の見直しが必要になった」「悩みが多く、どこに相談したらいいのか分からない」などのお困り事や悩み事に専門家がアドバイスします。相談は無料です。事前に申し込まれた方を優先します。

▶とき 8月21日(日)午後1時～4時30分(受付は4時まで)

▶ところ えるる 2階小・中研修室

■申込み・問合せ 大牟田市地域支え合いセンター(☎070-7665-4963)平日午前9時～午後4時

新型コロナの影響に対する支援

01 令和4年度国民健康保険税の減免申請を受け付けます

要件や必要な書類等の詳細は、必ず市ホームページまたは電話で確認してください。

▶受付期間 令和5年3月31日(金)まで

▶対象世帯

①世帯主または世帯の主たる生計維持者の令和4年1月～12月の事業収入や給与収入等のいずれかが、前年(令和3年1月～12月)に比べて10分の3以上減少する見込みである世帯(※)

②新型コロナに感染したことにより、世帯主または世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

▶必要なもの

対象世帯①…令和3年中および4年1月から申請日の前月分の収入を証明する書類(給与明細・帳簿等)

対象世帯②…医師の診断書等

▶申請方法 郵送または前日までに予約の上、直接保険年金課へ

(※)減少する見込みの収入について、令和3年中の所得が0円またはマイナス所得の場合は減免対象となりません。

■予約・申請・問合せ 保険年金課 国民健康保険担当(☎41-2606)

02 令和4年度介護保険料の減免申請を受け付けます

新型コロナ感染症の影響により、令和4年の収入が令和3年の収入よりも著しく減少する見込み等の第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料を減免します。

▶受付期間 令和5年3月31日(金)まで

▶対象世帯

①世帯の主たる生計維持者の令和4年1月～12月の事業収入や給与収入等のいずれかが、前年(令和3年1月～12月)に比べて10分の3以上減少する見込みである世帯

②新型コロナに感染したことにより、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

▶必要なもの

対象世帯①…令和3年中および4年1月から申請日の前月分の収入を証明する書類(給与明細・帳簿等)

対象世帯②…医師の診断書等

▶申請方法 要件や必要書類等について、申請前に必ず電話で問い合わせの上、申請してください。

■申請・問合せ 福祉課 介護保険担当(☎41-2683)